

住宅用太陽光発電補助制度について

広野町および福島県では、広野町内に所在する住宅に太陽光発電システムを設置した方を対象に、設置費用の一部を補助しています。

○広野町

- 補助額 1kWあたり6万円（4kWまで、最大24万円）
- 申請期限 令和2年3月19日（木）まで
- 申請手続き 広野町役場復興企画課へ持参あるいは郵送で受け付けます。

○福島県

- 補助額 1kWあたり4万円（4kWまで、最大16万円）
- 申請期限 令和2年3月19日（木）まで
※補助申請総額が予算額に達した場合は、期間内であっても募集を締め切ります。
- 申請手続き 郵送（福島県再生可能エネルギー推進センター宛てに送付）でのみ受け付けます。

問 復興企画課 ☎0240-27-1251
一般社団法人福島県再生可能エネルギー推進センター ☎024-526-0070

住宅用蓄電設備補助制度について

福島県では、太陽光発電設備により発電した電力の自家消費促進のため、蓄電池または電気自動車充電設備（V2H）を併設した際の設置費用の一部を補助しています。

●対象者

福島県内に所在する住宅に太陽光発電設備を設置し、再生可能エネルギー固定価格買取制度に基づく電力受給契約を締結していない（余剰電力買取期間満了の場合を含む）個人または法人

●補助額

- ・蓄電池 1kWhあたり4万円（5kWhまで、最大20万円）
- ・V2H 10万円（定額）

- 申請手続き 郵送（福島県再生可能エネルギー推進センター宛てに送付）でのみ受け付けます。
- 申請期限 令和2年3月19日（木）まで
※補助申請総額が予算額に達した場合は、期間内であっても募集を締め切ります。

問 一般社団法人福島県再生可能エネルギー推進センター ☎024-526-0070

福島県最低賃金が令和元年10月1日から変わりました

時間額 798円

福島県最低賃金は、常用、臨時、パートタイマー、アルバイト等の名称にかかわらず福島県内の全ての労働者に適用され、使用者は、その金額以上を支払わなければなりません。

最低賃金には、次の賃金は算入されません。

- * 精皆勤、通勤、家族手当
- * 時間外、休日の割増賃金及び深夜手当
- * 臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

問 福島労働局労働基準部賃金室
☎024-536-4604
又は各労働基準監督署

広野町町営住宅等の入居者公募

町営住宅等の入居者を募集しますので、入居を希望される方は、下記のとおり申込みください。

公募住宅の詳細

名称	大平団地	虻木団地	広野原団地	桜田住宅	マリンコーポ
間取り	3DK	3DK	2、3DK	3DK	3LDK
構造	木造	木造	RC造	RC造	RC造
空き戸数	1	1	7	5	1
建築年	昭和48年	昭和56年	平成26年	平成6年	平成8年
階数	2階	2階	2階	5階 エレベータ無	3階 エレベータ無
所在地	折木大平	上浅見川虻木	下浅見川 桜田地区	下浅見川 桜田地区	下浅見川 桜田地区
月額所得要件※	15万8千円以下	15万8千円以下	15万8千円以下	15万8千円以上	20万円以上

※所得要件については、“世帯全員の合計所得－控除額の合計÷12か月”といった算出式を用いますので詳細については、ホームページもしくは問合せ先までご連絡ください。

○申込資格

- ・同居親族があること。
ただし、次に該当する方は単身で申し込みが可能です。
▶60歳以上の方。
▶生活保護者。
- ・住宅に困っていることが明らかな方。
- ・前年の世帯の合計所得が上記の表の所得要件内であること。
- ・過去の町営住宅等に入居していた際に滞納家賃等債務がないこと。
- ・過去に町営住宅等に入居していた際に住宅明け渡しの請求を受けたことがないこと。
- ・暴力団員でないこと。
- ・広野原団地への入居については、次も満たしていること。

- ▶東日本大震災による「リ災証明」が全壊、流出、大規模半壊、半壊の場合は解体していること。
- ▶原子力発電所事故による居住制限者であること。

○申込受付期間

令和元年12月6日（金）から
令和元年12月18日（水）
窓口の受付は、午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土日及び祝日を除く）
入居抽選会および入居者説明会は、令和元年12月下旬を予定しています。

問 広野町役場 総務課 財政管財係
☎0240-27-2111